



Niigata

交通反則通告制度編

Prefectural Police

新潟県警察本部交通部交通企画課

Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

交通反則通告制度とは

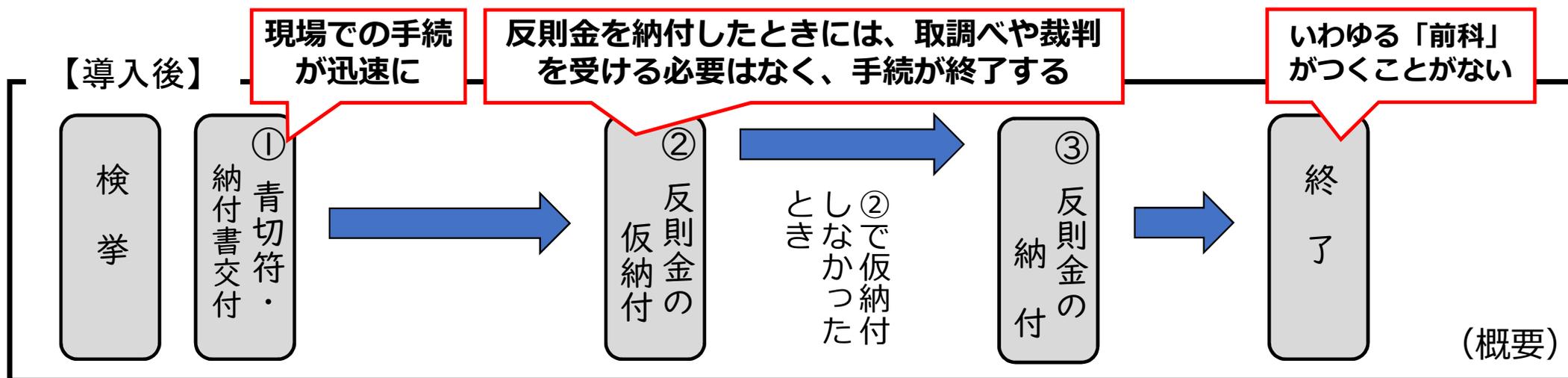
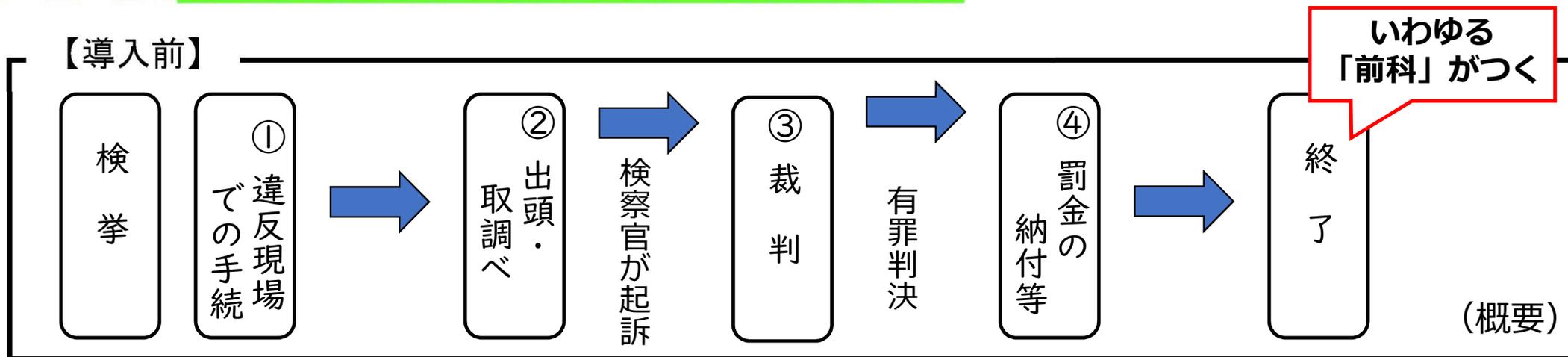
反則行為をした16歳以上の者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について刑事手続* や少年審判** に移行することがない制度をいいます。

* 犯人を明らかにして犯罪の事実を特定し、科すべき刑罰を定める手続であり、送致、検察官による起訴・不起訴の判断や裁判を含めた一連の手続

** 非行を犯した少年を更生させることを目的とした、家庭裁判所における手続

Niigata Prefectural Police 交通反則通告制度

青切符の導入前と
導入後の違い



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

青切符ではなく、刑事手続による処分が行われる場合

- 1 酒酔い運転・酒気帯び運転・妨害運転等といった反則行為に該当しない重大な違反をしたとき
- 2 交通違反をして事故を起こしたとき
- 3 住所・氏名を明らかにしないときや、逃亡したとき
- 4 反則行為の成否について争うとき

交通反則告知書 (番号)

告知日時 令和 年 月 日 午前/午後 時 分

告知場所 所在地 番地

違反者氏名 性別 年齢 生年 月 日 生(地) 籍

住所 所在地 番地

免許種別 普通 大型 二輪 上級自動車 原付車

違反行為の種類 酒酔い運転 酒気帯び運転 妨害運転 交通違反

罰金 000円

適用外

Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の指導取締りの基本的な考え方

警察では、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で**指導警告**を行います。

ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**

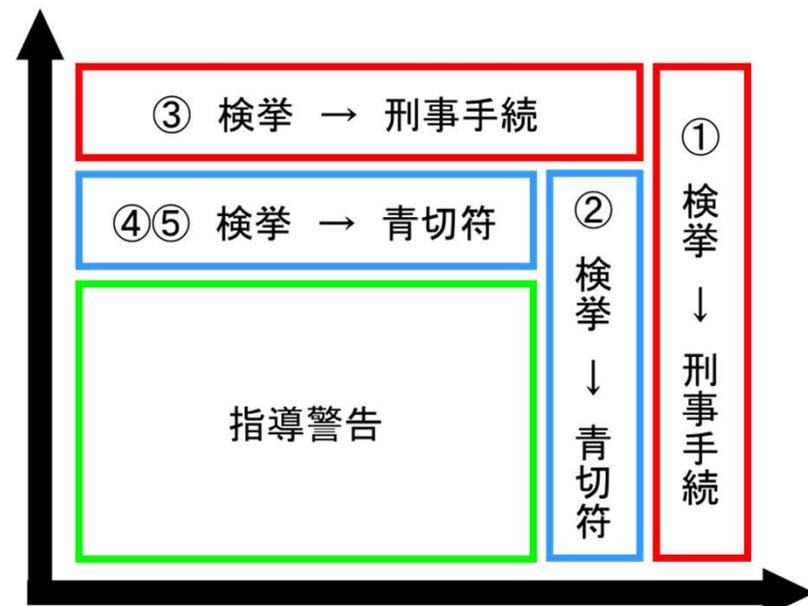
「違反自体が悪質・危険なもの」 (①・②)

「違反態様が悪質・危険なもの」 (③・④・⑤)

であるときは検挙の対象になります。

【検挙の対象となる悪質・危険な違反】

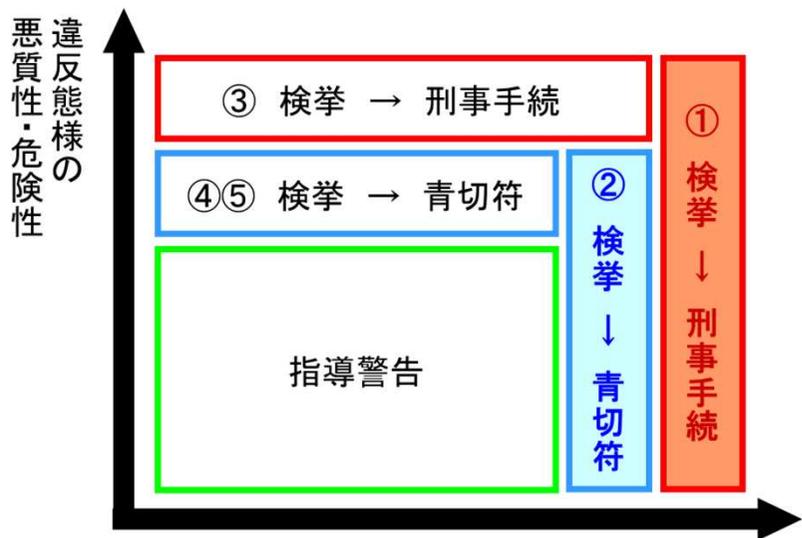
違反態様の
悪質性・危険性



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

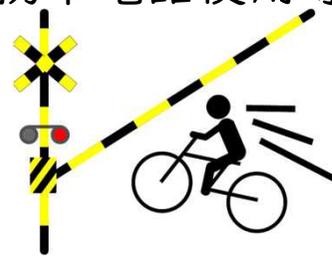
自転車の指導取締りの
基本的な考え方

検挙の対象となる行為



違反自体が悪質・危険なもの

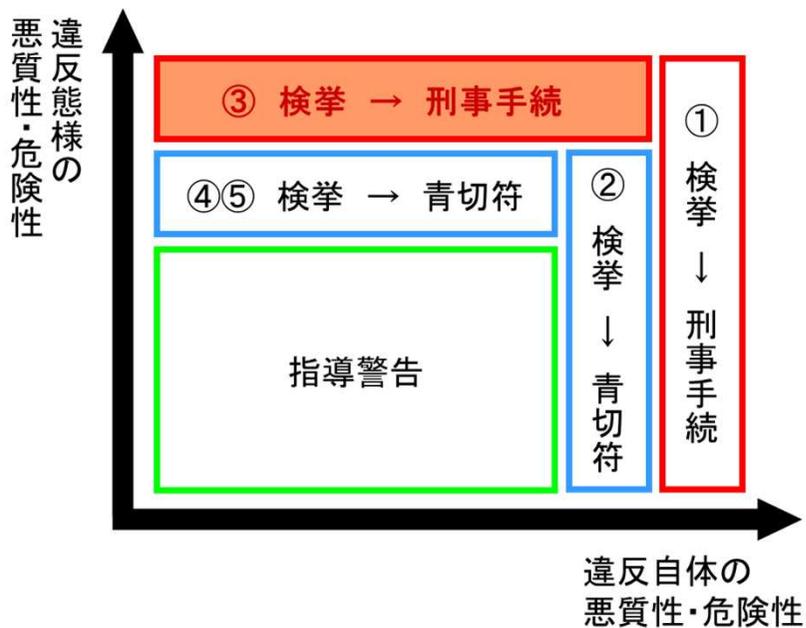
- ① 刑事手続によって処理される重大な違反
→ **刑事手続**
例：飲酒運転、妨害運転、ながらスマホで道路における危険を生じさせたとき
- ② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反
→ **青切符**で検挙
例：遮断踏切立入り、自転車制動装置不良、携帯電話使用等（保持）



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の指導取締りの
基本的な考え方

検挙の対象となる行為



違反態様が悪質・危険なもの

③ 交通違反をして事故を起こしたとき

→ 刑事手続

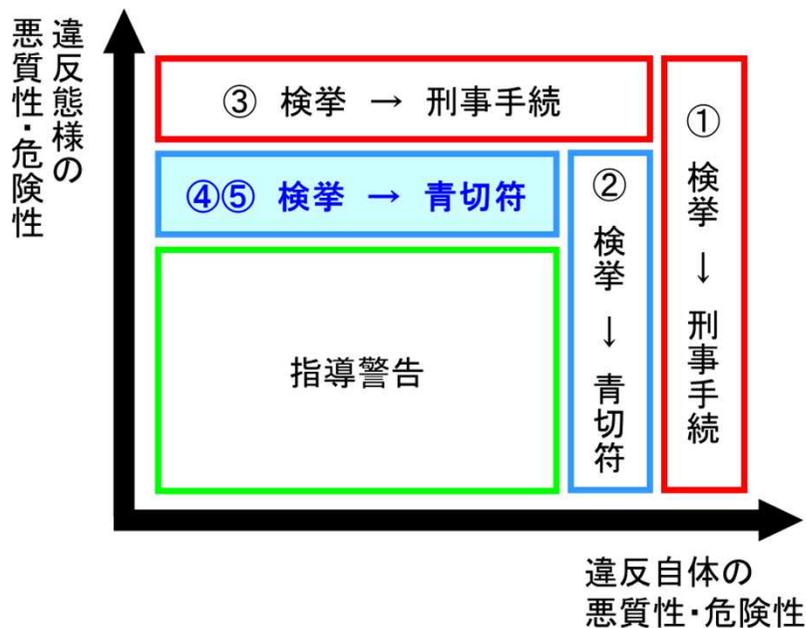
例：ハンドルから手を離して自転車を運転し、歩行者と衝突したとき



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の指導取締りの
基本的な考え方

検挙の対象となる行為



違反態様が悪質・危険なもの

④ 反則行為の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まったりしているとき

→ 青切符で検挙

例1：反則行為により、歩行者が立ち止まったり、他の車両の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき

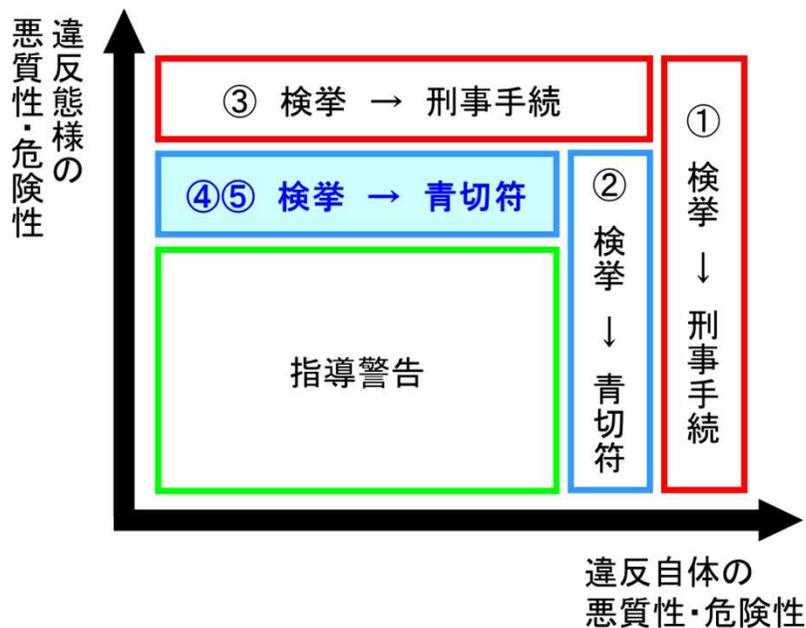
具体例

-
- ・ スピードを出して歩道を通行したため、歩行者を立ち止まらせた
 - ・ 信号無視で交差点に進入し、青信号で進行している車両に急ブレーキをかけさせた

Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の指導取締りの
基本的な考え方

検挙の対象となる行為



違反態様が悪質・危険なもの

④ 反則行為の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まったりしているとき
→ 青切符で検挙

例2：反則行為を同時に2つ以上行っており、事故の危険が高まっているとき

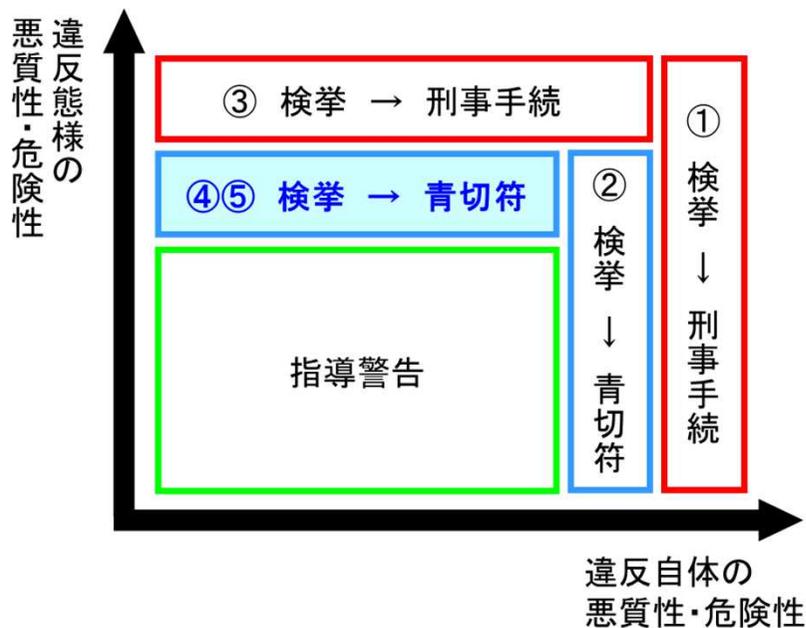
具体例

-
- ・ 2人乗りをしながら、赤信号を無視
 - ・ 傘を差しながら一時不停止

Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の指導取締りの
基本的な考え方

検挙の対象となる行為



違反態様が悪質・危険なもの

- ⑤ 反則行為であることについて警察官から指導警告
されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき
→ 青切符で検挙

例1：指導警告に従わず、右側通行を継続したとき

例2：前方で指導取締りを行っている警察官を
認めながら、それを
気にすることなく、
指導警告のいとまも
なく信号無視をした
とき



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

携帯電話使用のルール

携帯電話を手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したときは**携帯電話使用等（保持）**として、反則金（1万2,000円）の対象となります。

また、携帯電話を使用して、事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりするなどして、実際に交通の危険を生じさせたときは、**携帯電話使用等（交通の危険）**として、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科されます。

即検挙



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

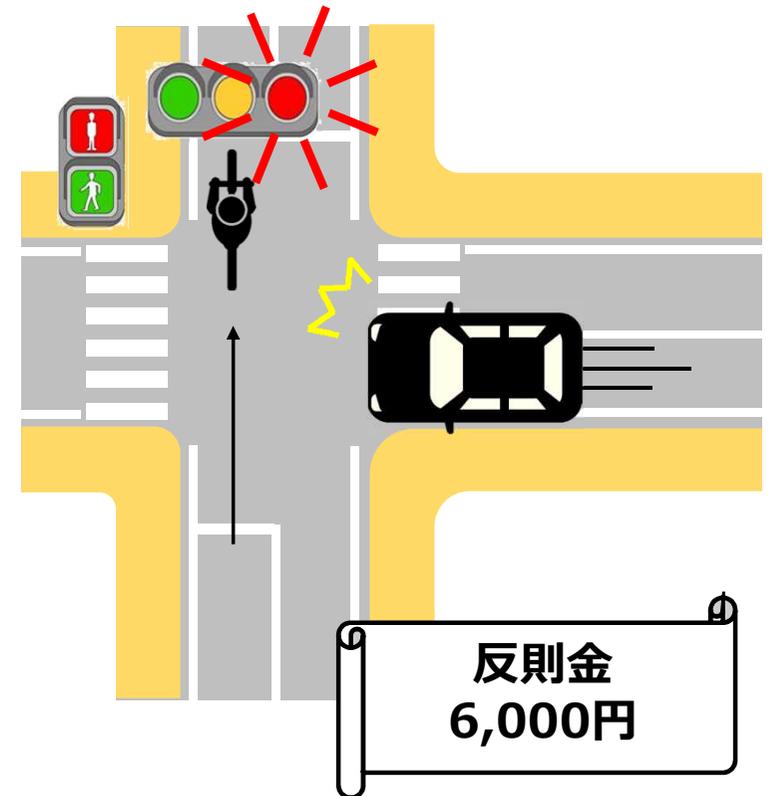
自転車の
反則行為

信号に関するルール

自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います。

ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行するときでも、歩行者用信号に従ってください。

これに違反すると、**信号無視**として、反則金（6,000円）の対象となります。



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

一時停止に関するルール

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がないときは交差点の直前で一時停止しなければなりません。

これに違反すると、**指定場所一時不停止等**として、反則金（5,000円）の対象となります。



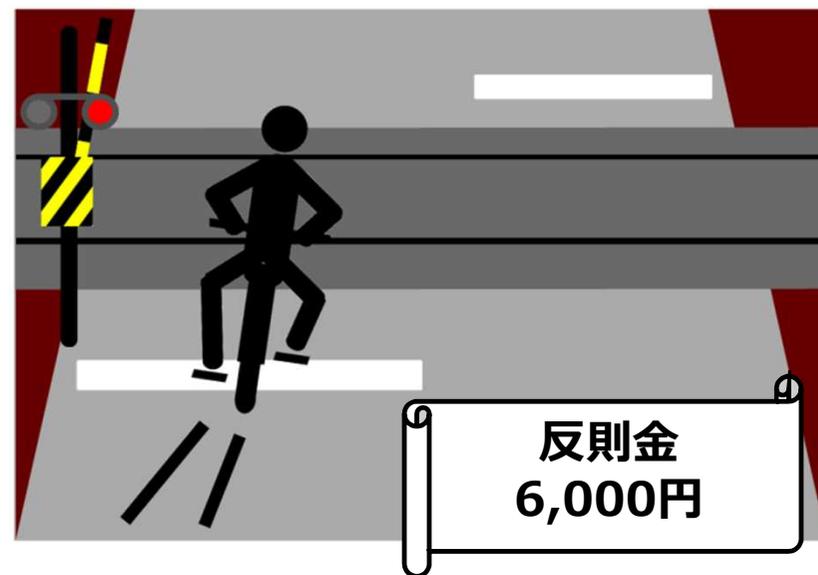
Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

踏切を通過するときのルール①

踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（停止線があるときはその直前）で停止し、安全であることを確認しなければいけません。

これに違反すると、**踏切不停止等**として、反則金（6,000円）の対象となります。



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

踏切を通過するときのルール②

自転車で踏切を通過しようとするときは、踏切の遮断機が閉じようとしているときや警報器が鳴っている間は、その踏切に入ってはいけません。

これに違反すると、**遮断踏切立入り**として、反則金（7,000円）の対象となります。



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

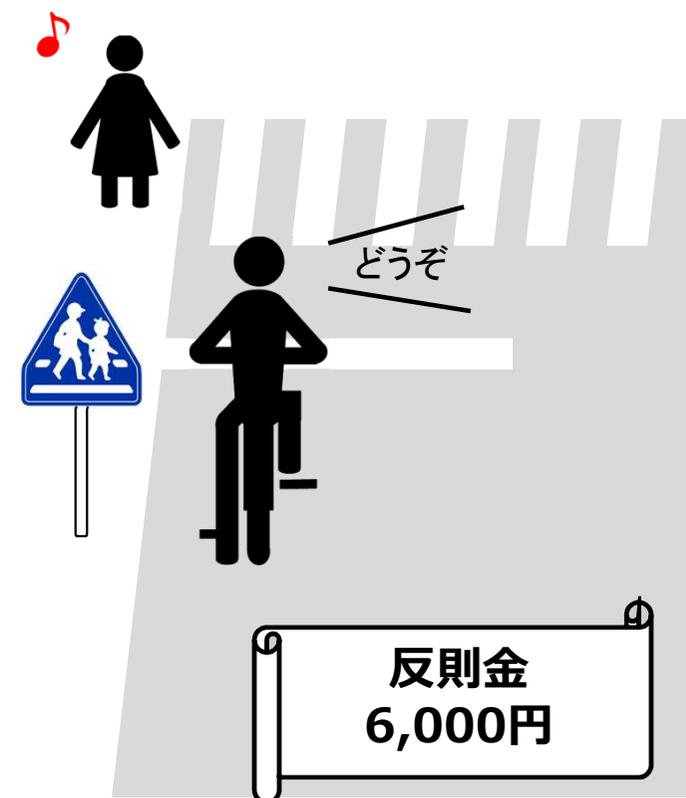
自転車の
反則行為

横断歩行者の優先①

横断歩道に接近する場合には、歩行者がいな
いことが明らかなきを除き、横断歩道の直前
(停止線があるときはその直前)で停止するこ
とができるような速度で進行しなければなりま
せん。

また、横断中又は横断しようとする歩行者が
いるときは、横断歩道の直前で一時停止し、そ
の通行を妨げないようにしなければなりません。

これに違反すると、**横断歩行者妨害等**として、
反則金(6,000円)の対象となります。



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

横断歩行者の優先②

横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道又はその手前の直前で停止している車両がある場合において、その車両の側方を通過してその前方に出ようとするときは、一時停止しなければなりません。

これに違反すると、**横断歩行者妨害等**として、反則金（6,000円）の対象となります。



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

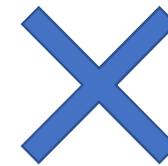
自転車の
反則行為



ブレーキが不良の自転車の運転の禁止

ブレーキがない自転車や、ブレーキが故障した自転車を運転してはいけません。

これに違反すると、**自転車制動装置不良**として、反則金（5,000円）の対象となります。



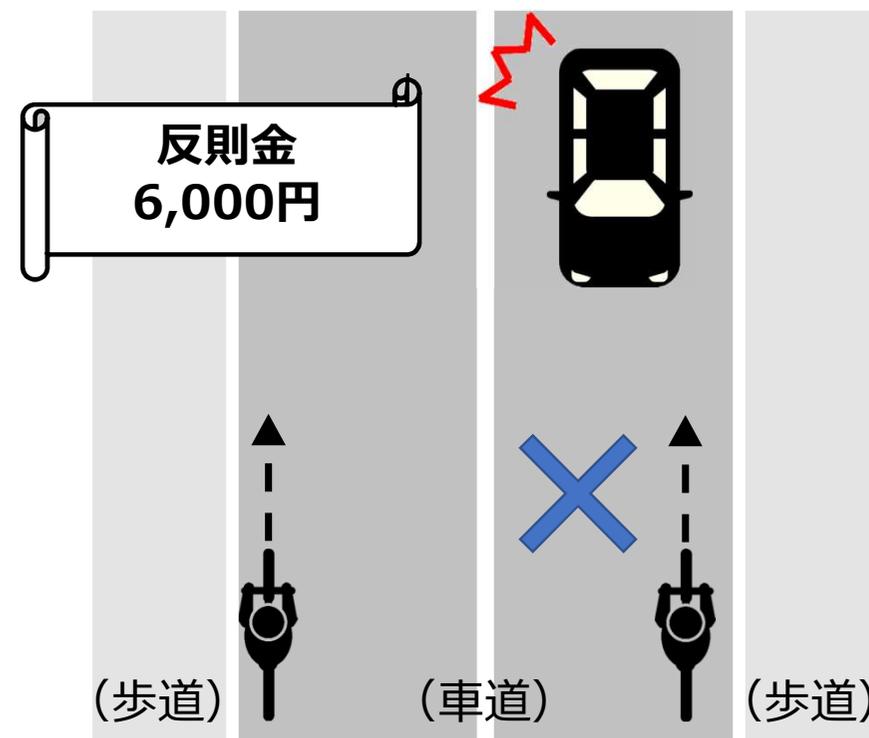
Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

左側通行のルール

基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

自転車の右側通行は、逆走となり、**通行区分違反**として、反則金（6,000円）の対象となります。



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

歩道を通行するときのルール

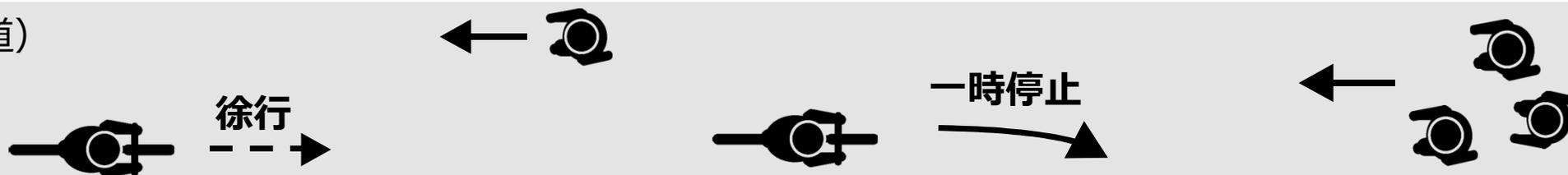
歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

これらに違反すると、**歩道徐行等義務違反**として、反則金（3,000円）の対象となります。

反則金
3,000円



(歩道)



(車道)

Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

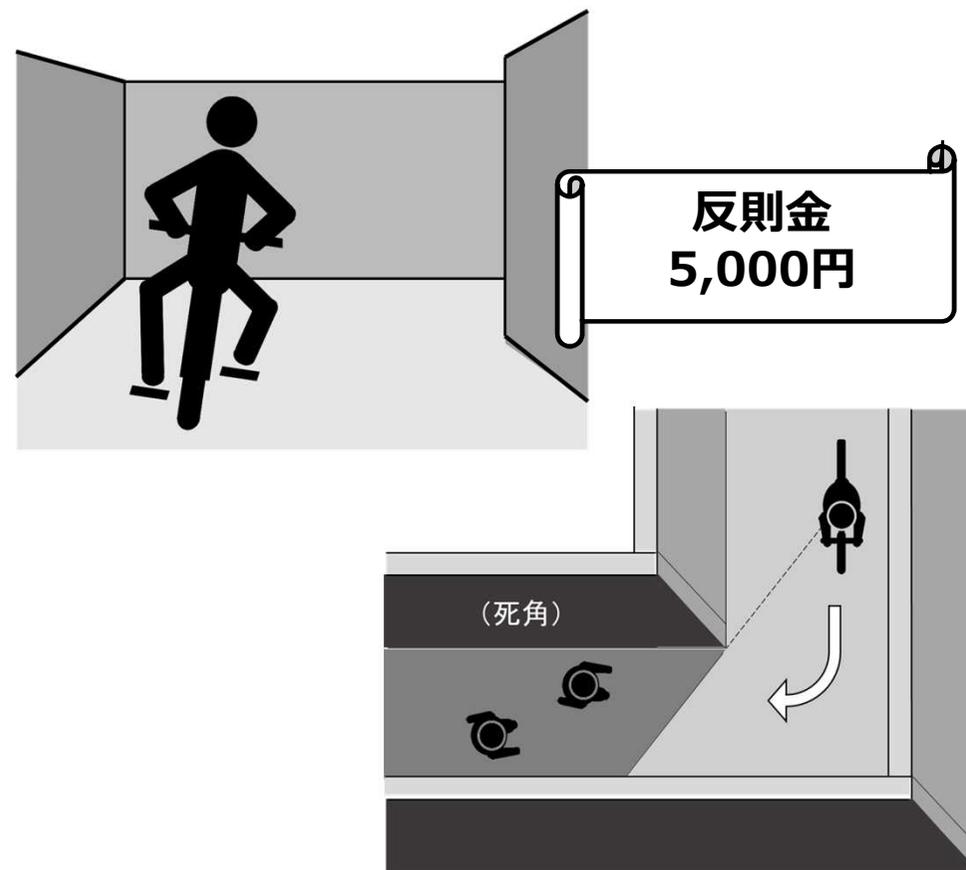
自転車の
反則行為

徐行に関するルール

信号機がなく、左右の見通しがきかない交差点や道路の曲がり角付近では徐行* しなければなりません。

これに違反すると、**徐行場所違反**として、反則金（5,000円）の対象となります。

* 徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。



Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

安全運転の義務

自転車を運転するときは、自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければいけません。

これに違反すると、**安全運転義務違反**として、反則金（6,000円）の対象となります。

反則金
6,000円



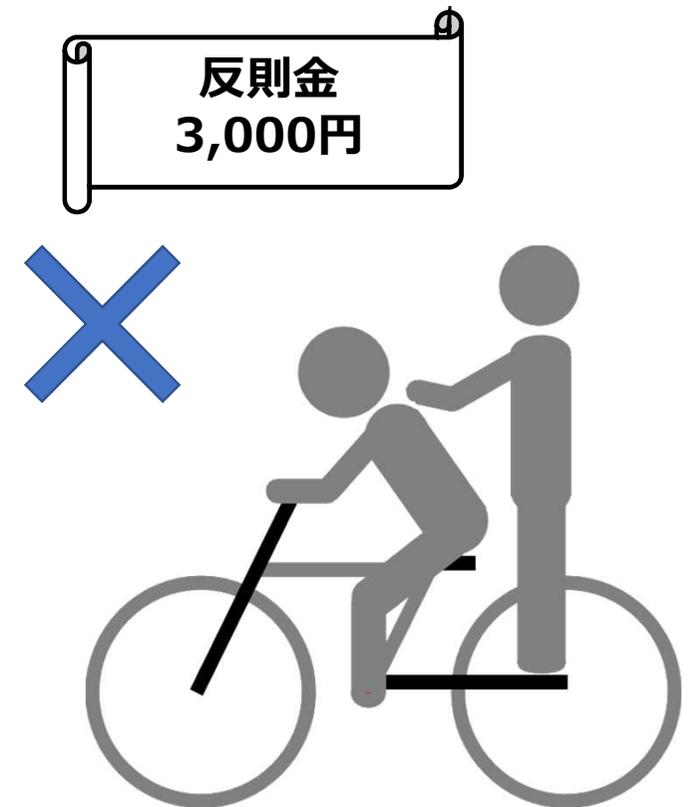
Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

二人乗りの禁止

自転車で二人乗り* をしてはいけません。
これに違反すると、**軽車両乗車積載制限違反**
として、反則金（3,000円）の対象となります。

* 16歳以上の運転者が、小学校入学前の者を幼児用座席に乗せて運転することや、タンDEM自転車や三輪の自転車で乗車するための座席がある場合は、自転車の運転者以外の者に乗せて運転することが、新潟県道路交通法施行細則で認められています。

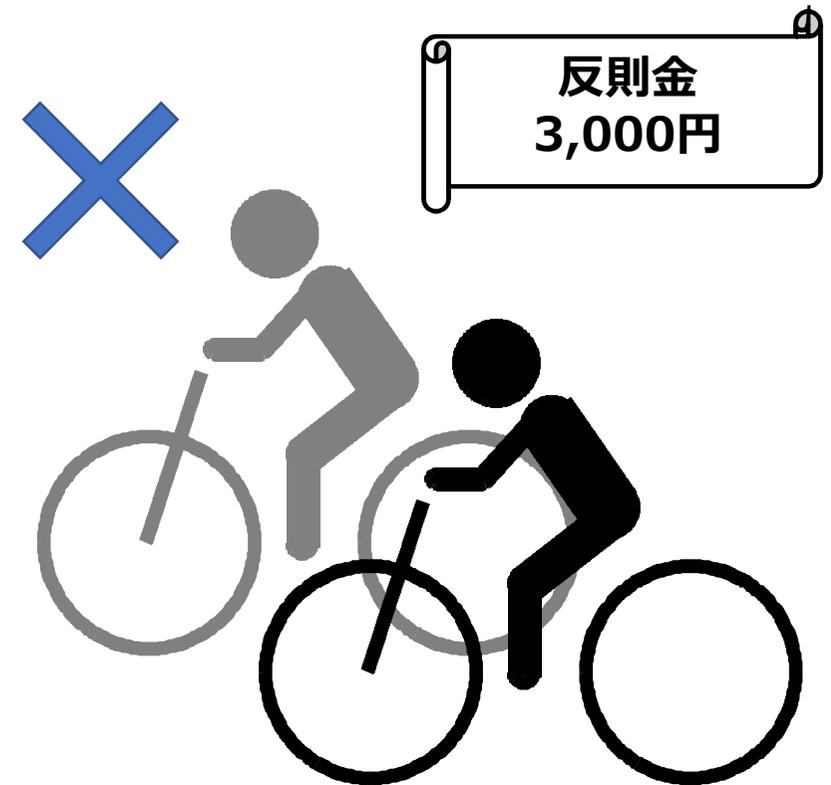


Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

並進の禁止

自転車は、並進してはいけません。
これに違反すると、**並進禁止違反**として、
反則金（3,000円）の対象となります。



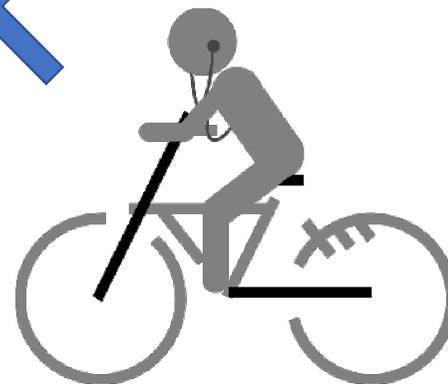
Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

イヤホンをしながらの運転、傘を差しながらの運転の禁止

新潟県では、新潟県道路交通法施行細則により、傘差し運転や、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転が禁止されています。

これらに違反すると、**公安委員会遵守事項違反**として、反則金（5,000円）の対象となります。



反則金
5,000円

Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の
反則行為

無灯火の禁止

夜間は、ライトをつけなければなりません。
これに違反すると、**無灯火**として、反則金
(5,000円)の対象となります。

反則金
5,000円



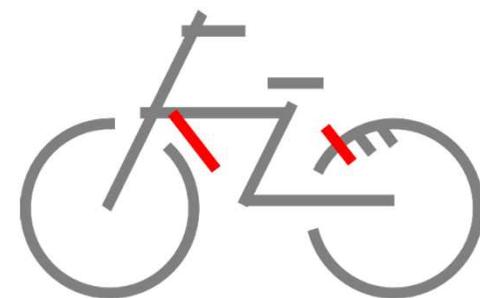
Niigata Prefectural Police

自転車運転者講習制度

青切符以外に受ける処分

14歳以上の者が、信号無視、指定場所一時不停止等、酒気帯び運転等の16の種別の交通違反で、**3年以内**に**2回以上**反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、自転車運転者講習*の受講が命じられます。

- * 自転車運転者講習は、**3時間の講習**であり、受講料が必要です。
公安委員会から受講を命じられたにもかかわらず、3か月以内に受講しないときは、**罰金（5万円以下）**の対象となります。

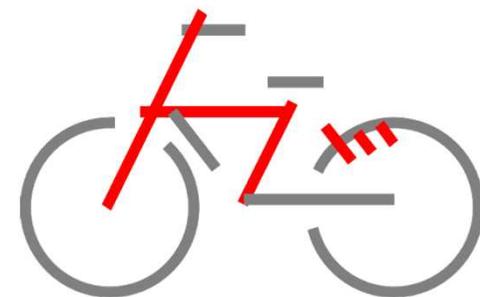


Niigata 自転車運転者講習制度 Prefectural Police

自転車運転者講習* の対象となる交通違反

- ① 通行区分違反
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路徐行違反
- ④ 歩道徐行等義務違反
- ⑤ 路側帯進行方法違反
- ⑥ 信号無視
- ⑦ 指定場所一時不停止等
- ⑧ 優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反
- ⑨ 交差点優先車妨害
- ⑩ 環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反
- ⑪ 酒酔い運転、酒気帯び運転
- ⑫ 妨害運転
- ⑬ 携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話使用等（保持）
- ⑭ 遮断踏切立入り
- ⑮ 自転車制動装置不良
- ⑯ 安全運転義務違反

* 自転車運転者講習は、**3時間の講習**であり、受講料が必要です。
公安委員会から受講を命じられたにもかかわらず、3か月以内に受講しないときは、**罰金（5万円以下）**の対象となります。



Niigata Prefectural Police

運転免許の停止処分

刑事手続に加えて受ける処分

運転免許を有している者が自転車で交通違反を犯した場合であっても、運転免許の点数が付されることはありません。

しかし、公安委員会が、自動車等を運転することが著しく道路における**交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるとき**は、運転免許保有者に対して、6月を超えない範囲内で期間を定めて運転免許の停止処分*が行われることがあります。

* 自転車で**ひき逃げ事件**や**死亡事故**等の重大な交通事故を起こした場合や、**酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転**をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合に行われる場合があります。

